



養育費確保支援事業



神崎市では、養育費に関する公正証書等の作成に係る費用や
養育費保証契約を締結する際の初回本人負担額を助成します。

公正証書等作成支援

養育費に関して、公正証書等を作成する際に要する
本人負担費用等を助成します。

対 象 者

神崎市内に居住し、申請時においてひとり親であって、次の要件を全て満たす方

- ・養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- ・過去に養育費の取決めの対象となる児童に係る公正証書等作成支援の助成金、又は他自治体若しくは団体等から補助金、給付金等を受けていないこと

対 象 経 費

- ・公証手数料令に定められた公証手数料（養育費に関する部分のみ対象となります）
- ・家庭裁判所の調停の申立てや裁判に要した収入印紙代（養育費に関する部分のみ対象となります）
- ・添付書類のうち戸籍謄本等の公的書類の取得費用

助 成 額

対象経費の全額、上限5万円 ※ただし1人1回限り

養育費保証支援

養育費に関して、保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回本人負担費用等を助成します。

対 象 者

神崎市内に居住し、申請時においてひとり親であって、次の要件を全て満たす方

- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ・過去に養育費の取決めの対象となる児童に係る養育費保証支援の助成金、又は他自治体若しくは団体等から補助金、給付金等を受けていないこと

対 象 経 費

- ・養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費

助 成 額

対象経費の全額、上限5万円 ※ただし1人1回限り

離婚公正証書

公正証書は、公証役場の公証人が作成する公的な文書です。養育費について公正証書を作成しておけば、養育費が支払われなくなったときに、改めて裁判を起こすことなく強制執行（資産の差押えなど）の手續ができます。

公正証書は、当事者の合意のもとに作成されます。作成手順など手続きの進め方わからないことは、公証役場に御相談ください（相談は無料です）。

【佐賀公証人合同役場】住所：佐賀市駅前中央一丁目5番10号（朝日生命ビル7階）

電話：0952-22-4387

養育費保証契約

養育費について保証会社と保証契約を締結しておけば、養育費の支払いがなかったときに保証会社から立替払いを受けることができます。

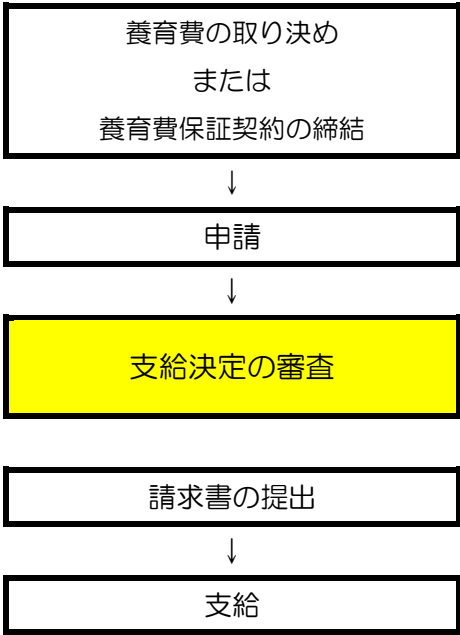
裏もごさいます。

養育費確保支援事業の申請手続きについて

<申請に際しての留意事項>

- ・申請時の状況により受給資格を審査しますので、支給されないことがあります。
- ・本制度を今回利用される場合、今後は利用できません。（1人1回限り）
- ・公正証書等を作成した日又は養育費保証契約を締結した日（令和6年4月1日以降の日に限る）の翌日から6か月以内に申請が必要です。

<申請の流れ>



以下の書類を提出してください。

申請書類等の審査を行い、支給の可否を決定します。

支給決定の場合は、支給決定通知書を送付します。

<申請に必要な書類>

1	養育費確保支援事業助成申請書
2	戸籍謄本は戸籍抄本（申請者及びその児童が載っているもの） ※申請日より1か月以内に発行された、離婚日が分かるもの
3	助成対象となる経費の領収書等の写し ※クレジットカードによる支払いの場合、クレジット契約証明書 ※領収書には、（1）宛名、（2）領収年月日、（3）領収金額、（4）取引内容、（5）領収者の住所、氏名及び領収印が必要です。ただし、郵便局及び官公署が発行する領収書及びレシートについては、（2）（3）のみで可能です。
4	申請者名義の通帳の写し
5	養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）の写し（作成した翌日から <u>6か月以内に申請</u> ） ※強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、裁判上の和解調書、調停証書、家事審判調書等
6	（養育費保証契約締結経費の申請時のみ） 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（締結した翌日から <u>6か月以内に申請</u> ） ※保証期間が1年以上のものに限る

ご相談・お問い合わせ先

【 神崎市 こども家庭課 子育て支援係 】住所：佐賀県神崎市神埼町鶴3542番地1

電話：0952-37-3873